

新旧対比表 みずほダイレクト規定

条番号	現行	変更後
	みずほダイレクト規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客さまが「みずほダイレクト」を利用する場合の取り扱いを定めたものです。お客さまは、本規定および第 16 条記載の関連規定等の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、「みずほダイレクト」を利用するものとします。	みずほダイレクト規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客さまが「みずほダイレクト」を利用する場合の取り扱いを定めたものです。お客さまは、本規定および 本規定 第 16 条記載の関連規定等の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、「みずほダイレクト」を利用するものとします。
第 2 条第 2 項 (3) (修正)	第 1 号の規定にかかわらず「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、一旦お受け付けしたお取引についても、お取り扱いできない場合があります。	本項 第 1 号の規定にかかわらず「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、一旦お受け付けしたお取引についても、お取り扱いできない場合があります。
第 2 条第 3 項 (4) (修正)	①当行所定の書面による方法。なお、第 1 暗証番号を変更すると、ご利用カード（アプリ版）の利用には、再度、第 1 項第 9 号の利用登録が必要となります。また、第 1 暗証番号の変更後、一定の期間内にご利用カード（アプリ版）の利用登録がなかった場合、新しい第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）をお客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。	①当行所定の書面による方法。なお、第 1 暗証番号を変更すると、ご利用カード（アプリ版）の利用には、再度、 本条 第 1 項第 9 号の利用登録が必要となります。また、第 1 暗証番号の変更後、一定の期間内にご利用カード（アプリ版）の利用登録がなかった場合、新しい第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）をお客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。
第 2 条第 3 項 (6) (修正)	ご利用カード（アプリ版）を再発行する場合は、第 1 項第 9 号の利用登録を行ってください。	ご利用カード（アプリ版）を再発行する場合は、 本条 第 1 項第 9 号の利用登録を行ってください。
第 2 条第 3 項 (10) (修正)	ご利用カード（アプリ版）を利用中に、利用端末からみずほダイレクトアプリをアンインストールした場合は、第 1 項第 9 号の利用登録を再度実施してください。	ご利用カード（アプリ版）を利用中に、利用端末からみずほダイレクトアプリをアンインストールした場合は、 本条 第 1 項第 9 号の利用登録を再度実施してください。
第 2 条第 3 項 (11) (修正)	ご利用カード（アプリ版）を利用中に、機種変更等により利用端末を変更した場合は、変更後の利用端末にて第 1 項第 9 号の利用登録を再度実施してください。なお、変更後の利用端末での利用登録完了後は、第 2 暗証番号利用対象取引において変更前利用端末での第 2 暗証番号を使用することはできません。	ご利用カード（アプリ版）を利用中に、機種変更等により利用端末を変更した場合は、変更後の利用端末にて 本条 第 1 項第 9 号の利用登録を再度実施してください。なお、変更後の利用端末での利用登録完了後は、第 2 暗証番号利用対象取引において変更前利用端末での第 2 暗証番号を使用することはできません。
第 2 条第 3 項 (12) (修正)	ログインパスワードを失念した場合は、当行に連絡のうえ所定の手続きを行ってください。なお、インターネットバンキングでは、お客さま番号、解除用認証番号、第 1 暗証番号、第 2 暗証番号の一致を確認のうえ、お客さまご自身でログインパスワードを再設定することもできます。これらの場合、当行は、登録済のログインパスワードを削除しますので、引き続きインターネットバンキングをご利用される場合は、 第 2 条 第 1 項第 5 号に従って、再度ログインパスワードの設定を行ってください。	ログインパスワードを失念した場合は、当行に連絡のうえ所定の手続きを行ってください。なお、インターネットバンキングでは、お客さま番号、解除用認証番号、第 1 暗証番号、第 2 暗証番号の一致を確認のうえ、お客さまご自身でログインパスワードを再設定することもできます。これらの場合、当行は、登録済のログインパスワードを削除しますので、引き続きインターネットバンキングをご利用される場合は、 本条 第 1 項第 5 号に従って、再度ログインパスワードの設定を行ってください。
第 3 条第 2 項 (修正)	利用口座に登録されている口座は、みずほ e-口座（以下、「e-口座」といいます。）への変更が可能です。e-口座とは、通帳・入金帳を発行しない口座です。e-口座への変更をお申込みいただくと、発行されている通帳は利用不可となりますが、口座番号連絡書（通帳のイメージの代替）の表示が可能となります。別途みずほダイレクト通帳のお申し込みをいただくことで、通帳の代替として、長期の入出金明細を参照いただくことが可能となります。	利用口座に登録されている口座は、みずほ e-口座（以下、「e-口座」といいます。）への変更が可能です。e-口座とは、通帳・入金帳を発行しない口座です。e-口座への変更をお申し込みいただくと、発行されている通帳は利用不可となりますが、口座番号連絡書（通帳のイメージの代替）の表示が可能となります。別途みずほダイレクト通帳のお申し込みをいただくことで、通帳の代替として、長期の入出金明細を参照いただくことが可能となります。

第3条第3項 (修正)	利用口座に登録されている普通預金・外貨普通預金・貯蓄預金口座のうち、e-口座およびインターネット支店の口座については、みずほダイレクト通帳のお申し込みが可能です。みずほダイレクト通帳にお申し込みいただくことで、お申込みの前々月より後の入出金明細を最大10年間分照会することが可能となります。	利用口座に登録されている普通預金・外貨普通預金・貯蓄預金口座のうち、e-口座およびインターネット支店の口座については、みずほダイレクト通帳のお申し込みが可能です。みずほダイレクト通帳にお申し込みいただくことで、お申込みの前々月より後の入出金明細を最大10年間分照会することが可能となります。
第3条第4項 (修正)	当行所定の預金種類口座のうちお客さまが引出口座として指定する利用口座（以下、「引出口座」といいます。）よりお客さまが指定する金額を引き落とし、お客さまが指定する当行本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座宛に振込することができるサービスです。なお、当行以外の金融機関宛の振込のうち一部の金融機関宛の振込については、取り扱いができない場合があります。インターネットバンキングによる振込については、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、登録済みの電子メールアドレス宛に認証用暗証番号をお送りします。なお、当行のセキュリティにおいて不正の可能性がある判断した場合、本サービスの利用を停止する場合があります。停止解除を行う場合は、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。	<p>(1) 当行所定の預金種類口座のうちお客さまが引出口座として指定する利用口座（以下、「引出口座」といいます。）よりお客さまが指定する金額を引き落とし、お客さまが指定する当行本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座宛に振込することができるサービスです。なお、当行以外の金融機関宛の振込のうち一部の金融機関宛の振込については、取り扱いができない場合があります。</p> <p>(2) ご利用カード（紙媒体カード版）記載の第2暗証番号を使用した振込はご利用いただけません。</p> <p>(3) インターネットバンキングによる振込については、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、登録済みの電子メールアドレス宛に認証用暗証番号をお送りします。なお、当行のセキュリティにおいて不正の可能性がある判断した場合、本サービスの利用を停止する場合があります。停止解除を行う場合は、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。</p>
第3条第6項 (7) (修正)	グローバル口座における定期預金取引は、本項に従わず、第21項に従います。	グローバル口座における定期預金取引は、本項に従わず、 本条 第21項に従います。
第3条第8項 (11) (修正)	グローバル口座における外貨定期預金取引は、本項に従わず、第21項に従います。	グローバル口座における外貨定期預金取引は、本項に従わず、 本条 第21項に従います。
第3条第9項 (8) (修正)	投資信託受益権等の購入注文、募集注文に際してはあらかじめ当行が交付する当該商品の目論見書、目論見書補完書面および商品基本資料に記載の当該商品の商品内容やリスクなどについて、積立投信契約のお申し込みの際にはあらかじめ当行が交付する当該商品の目論見書、目論見書補完書面、商品基本資料およびみずほ積立投信契約に関するご説明に記載の当該商品の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、投資信託取引にかかわるリスクについては、お客さま自らの判断と責任において引き受けるものとします。なお、投資信託受益権等の取得にかかわる取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。	投資信託受益権等の購入注文、募集注文および積立投信契約のお申込に際してはあらかじめ当行が交付する当該商品の目論見書、目論見書補完書面等に記載の当該商品の商品内容やリスクなどについて、十分理解のうえ依頼を行い、投資信託取引にかかわるリスクについては、お客さま自らの判断と責任において引き受けるものとします。なお、投資信託受益権等の取得にかかわる取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。
第3条第11項 (10) (修正)	インターネットバンキングによる税金・料金払込みサービスについては、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、第1暗証番号により認証、または登録済みの電子メールアドレス宛に認証用暗証番号をお送りします。なお、当行のセキュリティにおいて不正の可能性がある判断した場合、本サービスの利用を停止する場合があります。停止解除を行う場合は、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。	ご利用カード（紙媒体カード版）記載の第2暗証番号を使用した税金・料金払込みサービスはご利用いただけません。

第3条第11項 (11) (追加)	－	インターネットバンキングによる税金・料金払込みサービスについては、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、第1暗証番号により認証、または登録済みの電子メールアドレス宛に認証用暗証番号をお送りします。なお、当行のセキュリティにおいて不正の可能性があると判断した場合、本サービスの利用を停止する場合があります。停止解除を行う場合は、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。
第3条第19項 (5) (修正)	e-口座のお客さまは、本手続きにより通帳の再発行をお申し込まないでください。	e-口座のお客さまは、本手続きにより通帳の再発行をお申し込みいただけません。
第3条第22項 (3) (修正)	ご利用カード（紙媒体カード版）をご利用のお客さまは、振込限度額の引き上げ変更はできません。	ご利用カード（紙媒体カード版）記載の第2暗証番号を使用した振込限度額の引き上げ変更はできません。
第4条第2項 (1) A. (修正)	資金移動サービスとは、第3条第4項から第8項、第11項、第14項、第17項、第21項に定める各サービスのことをいいます。	資金移動サービスとは、本規定第3条第4項から第8項、第11項、第14項、第17項、第21項に定める各サービスのことをいいます。
第4条第3項 (5) (修正)	第5条にかかわらず、投資信託受益権等に関わる売買注文等の取消および訂正については、当行が定める時間、および商品の範囲に限り、別途定める手続きにより行うことができます。	本規定第5条にかかわらず、投資信託受益権等に関わる売買注文等の取消および訂正については、当行が定める時間、および商品の範囲に限り、別途定める手続きにより行うことができます。
第4条第5項 (1) A. (修正)	申し込みサービスとは、第3条第2項、第3項、第12項、第13項、第15項、第16項、第18項から第20項、第22項および第23項に定める各サービスのことをいいます。	申し込みサービスとは、本規定第3条第2項、第3項、第12項、第13項、第15項、第16項、第18項から第20項、第22項および第23項に定める各サービスのことをいいます。
第12条第3項 (修正)	第1項の規定により、当行の都合によりこの契約を解約したときは、郵送、電子メール送信等でお客さま宛に通知いたします。解約によって生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。	本条第1項の規定により、当行の都合によりこの契約を解約したときは、郵送、電子メール送信等でお客さま宛に通知いたします。解約によって生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
	(2023年3月12日現在)	(2024年7月14日現在)